

会議録

附属機関又は 会議体の名称	令和7年度 豊島区文化財保護審議会（第1回）	
事務局（担当 課）	文化スポーツ部 文化事業課	
開催日時	令和7年11月18日（火） 午後2時～午後4時	
開催場所	8階会議室	
出席者	委員	大石 学（東京学芸大学教育学部名誉教授） 内田 青藏（神奈川大学特任教授） 小川 直之（國學院大學名誉教授） 加藤 律子（日本刺繍作家） 古泉 弘（NPO 法人としま遺跡調査会） 長佐古 美奈子（学習院大学史料館学芸員） 谷川 章雄（早稲田大学名誉教授） 源川 真希（東京都立大学教授） （小沢朝江委員は欠席）
	事務局	文化事業課長 文化事業課管理・文化財グループ学芸員 文化事業課管理・文化財グループ文化財保護専門員 文化事業課管理・文化財グループ主事
公開の可否	公開	
非公開・一部公 開の場合は、そ の理由		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 委嘱</li> <li>3. 委員紹介</li> <li>4. 事務局紹介</li> <li>5. 会長選出</li> <li>6. 諮問             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 豊島区文化財の登録について【候補物件1】</li> <li>(2) 豊島区文化財の登録について【候補物件2】</li> </ol> </li> <li>7. 審議</li> <li>8. 報告             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 豊島区指定有形文化財「榎本家店舗兼住宅および新座敷」修理につ いて</li> </ol> </li> </ol>	

○事務局	<p>～ 開会あいさつ ～</p> <p>～ 委員委嘱 ～</p> <p>～ 委員の紹介～</p> <p>～ 事務局の紹介～</p>
○委員による互選	～ 会長及び会長職務代理者選出 ～
○事務局	<p>それでは、ここから議事に入りますので、大石会長の方に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>～事務局より諮問書を会長へ～</p>
○会長	それでは、次第の7の(1)豊島区文化財の登録について、事務局より説明をお願いします。
○事務局	～ 事務局より、諮問資料(1)について説明 ～
○会長	ただ今、事務局より説明のあった内容について、ご質問・ご指摘等があればお願いいたします。
○委員	登録理由の一番最初の文章が「登録する遺物のうち、…に先立つ発掘調査で出土した。」で終わってしまっていますが。
○事務局	登録する遺物「は」ですね。誤植です。ありがとうございます。
○委員	それから次のところで、「南半分は津藩藤堂家下屋敷および抱屋敷（以下、藤堂家染井屋敷）」とありますが、これは抱屋敷のことだけですか。
○事務局	下屋敷も含めてです。
○委員	そうすると、次の段落のところで「津藩藤堂家下屋敷の屋敷地内にあたる。」となって、またここで出てきてしまうので。ただ、下屋敷を拝領したのは明暦4年で、下屋敷はきつと下屋敷って言わないといけないと思うので、この「以下、藤堂家染井屋敷」をどこに出すのか。場所的にここではないのかなと思いました。

○事務局	元々「登録する遺物の調査地点は」を下屋敷の後に入れていましたが、ここだと最初に「下屋敷および抱屋敷」と出てきているので、なぜここで下屋敷が2回でてくるのだろうと思ってこちらに入れてしまったのですが、逆に、抱屋敷の可能性がある時期ではないので、ずっと下屋敷とそのまま言い続けてもいいのではないかなと。
○委員	そうなのですね。抱屋敷と呼ぶ時期はほとんどないのでしょうか。
○事務局	もう少し検討してみようと思います。
○会長	他にいらっしゃいますか。どうぞ。
○委員	登録理由の最初の段落ですが、次の2件目と対比していますよね。2件目の巢鴨遺跡は2行で簡潔に書いていますが、こちらは「1992年にレジデンスジェイティ地区の発掘調査を行い…」とやたら説明が長すぎる感じがします。「登録する遺物のうち、レジデンスジェイティ地区および Brillia 駒込染井地区は…に先立つ、1992年並びに2006年の発掘調査による出土遺物である。」だけではいけないのでしょうか。その後の説明をここに書く必要があるのかどうか。次の2件目のものと対比したときに、ずいぶん文が違うように感じました。
○事務局	調査年限だけ書く形でまとめたいと思います。
○会長	他はよろしいでしょうか。
○委員	豊島区の場合の考古資料の指定登録文化財は、1,000箱単位で把握しているのですか。
○事務局	そうです。箱単位で一式になります。
○委員	管理上の問題で、指定登録したものが実際に完全にあるのかどうか、所在確認をしないといけないケースがたまに起きます。そうすると、盗難や紛失がないかどうかを証明する必要があります。ただ、私が知っている限りだと、一括指定していると元が何点かわからないので、結構苦慮します。点数からいうと、76,582点っていう点数なのかどうか問題になってきますが、そ

○委員	<p>の辺は専門エリアに聞いた方がいいと思います。ただ、いずれそういう問題が起きたときに大丈夫かなというのが一番不安なところです。</p> <p>私も点数の数え方については、ひっかかるというか、大丈夫かなという気がします。実際にちゃんと数えていると思っていても、再び数えたときにこの点数が出るかどうか。途中で割れてしまったり、移動して分からなくなってしまう。実際は、適正に保管されていてもそういうことが起こるかもしれないので、大量に一括指定する場合は特に、点数は慎重に表現した方がいいのかなという気がします。</p>
○事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>今までの登録の経緯について、簡単にご説明させていただきます。報告書を作る段階で数えたものと、保管前にもう一度数えたものとで、全く同じ点数ができるかどうかは極めて怪しいと認識しております。したがって、登録の段階では、数量は箱数で管理しております。</p> <p>また、豊島区の場合は、登録有形のほかに指定制度がございます、指定の方は件数で管理しております。考古資料では、今まで指定は1件しかございませんが、そちらの方は点数で指定しているというような経緯がございます。</p>
○会長	<p>文化財としての厳密性からいうと当然点数が出ると思います。ただ考古遺物の場合、今全国的に一番大きな課題は、どこに保管するか、です。豊島区は、何箱というように登録を積極的に進めることによって、飯能に収蔵庫を建てることができましたが、これは他の自治体ではできないことで、やはり登録制度をうまく利用して、貴重な文化財の保管・保存施設を確保したということだと思います。ですから、あとは登録と指定との関係性をどういう風にバランスをとっていくのかという課題が残っていると思いますが、全国的に言ってもいいモデルだと思います。ここはあまり厳密に何点というようなことを言い出すと、登録制度自体がやり切れないことになるので、私は現状のままでいいのではないかと考えています。</p>
○事務局	<p>点数 76,582 点の件については、「等が出土した。」というふうに改めます。破片を含めた点数に関しては表現を修正させていただきます。</p> <p>ありがとうございます。以上です。</p>
○会長	<p>他はよろしいですか。</p>

○事務局	<p>私から一つ申し上げさせていただきますが、昨年度決めたはずの年号の書き方が不統一だと感じました。</p> <p>昨年度、統一基準をお伺いしてから一覧表のようなものを作っていたのですが、今回はなかなか反映することができませんでした。次回の答申までには修正いたします。</p> <p>「延宝年中」などの表現に関しても改めて見直してみようと思います。</p>
○会長	<p>普通は、同じ伝え方ですから、こちらで明示しといた方がきれいだと思いますので、あまりそこは原本を気にしなくてもいいと思います。</p> <p>他はいかがでしょうか。</p>
○委員	<p>2 ページ目の 2 段目に考察が書かれていましたが、果たしてこれは本当に必要な部分なのでしょうか。一方で、その次の段落はこれだけでは説明が足りないと思います。</p>
○事務局	<p>最近、染井遺跡の調査に関わる機会が多く、今回の地区は詰人空間ではないかという考察を行うためにこの文章が必要でした。また、報告書の刊行時に推測されている部分もございますので、それを活かしたいという意図でございました。ただ、詰人空間の遺物であることをはっきりと書いてしまっても差し支えないかなと思いますので、こちらに関してはもう少し短くした文面に変えて、「これらの近世遺物は」というまとめのところに繋げていくような形にしようと思います。</p>
○委員	<p>詰人空間とは何ですか。</p>
○事務局	<p>御殿空間と詰人空間は、武家屋敷の中の人が住んでいた空間で名称を分けておりまして、御殿空間は藩主や身内が住んでいた場所、詰人空間は家来が住んでいた場所というような位置づけの場所になります。三菱重工業染井アパート地区は区の指定文化財になっていて、化粧道具が出土している場所ですが、あの辺りが中心地に近い部分なのではないかと考えられています。</p>
○会長	<p>今の話の補足ですが、御殿空間と詰人空間で分けたのは当然吉田先生ですが、どの考古学の中でも一般的なものとして使われているものだと思います。他の言い方に変えてもいいのではないのでしょうか。</p>

○事務局	唐突感があって、一般的に見たときに分かりづらい表現になるかと思いますが、もう少しかみ砕いた表現に変えたいと思います。
○会長	行政文書なので、議会にしても皆さんが分かるような形でアピールする必要があると思います。また、この報告書はだいぶ前だと思いますが、今頃出てきたのはなぜですか。
○事務局	昨年度に刊行している報告書が2011年に出ていたかと思いますが、基本的に本が出た年にしたがって登録文化財にしておりますので、ようやくこれが回ってきたという段階になります。
○会長	この後ろにもまだたくさんあるということですね。
○事務局	そうですね。染井もこれで13になりますが、33まで刊行されていますので、まだ半分にも達していない状態です。
○会長	他によろしいですか。 次回、もう一度整理した形で提出していただくことになります。どう直したかを見せていただいて、そこでまた意見をいただくということになります。色々直すところが多くて大変ですが、よろしく願います。
○事務局	分かりました。ありがとうございました。
○会長	それでは、続いて次第の7の(2)について、事務局より説明をお願いいたします。
○事務局	～ 事務局より、諮問資料(2)について説明 ～
○会長	ありがとうございました。 ご意見等ございましたらお願いいたします。
○事務局	本文中において、退避壕があたかも植木屋の施設であるかのように書かれています。実際は、退避壕は空襲にそなえたものであるため、そのように書き改めて再度ご提案いたします。

○会長	植木鉢を作るというのは、別の場所で作って運んでくるということでしょうか。素焼きのものなどは、この地域でつくっているものなのですか。
○事務局	ここで出ている植木鉢は工業生産の大量生産品で、素焼きのものは、東京の下町のあたりで焼かれたものがほとんどだと推定しています。陶器については、愛知県の瀬戸や美濃、その後になると北関東の益子など、ほかにも信楽などの陶器も入ってきていまして、磁器は、瀬戸物、有田焼のもの、その他の産地のものも多少はあるのではないかと推定しています。
○会長	そういったことが分かるのであれば、流通の実態がわかると書いてはどうでしょうか。
○事務局	わかりました。
○会長	後日、改訂版を送っていただき、再確認した後、次回審査する形にしたいと思います。 以上で、本日の審議は終了とします。 続きまして、次第の9報告事項に進みます。事務局より説明をお願いします。
○事務局	～ 事務局より、報告資料について説明 ～
○会長	今の報告について、ご質問等はございますか。
○委員	葺き替えの部分は木製ですか。
○事務局	昨年度の修理で使用した瓦は土で葺く用の瓦になっていましたが、瓦屋さんにひっかけて葺けるようなものを作っていただきました。
○委員	ちなみにどこの瓦屋さんですか。
○事務局	すみません、今そちらの資料が手元になくて。失礼いたしました。
○委員	でしたら結構です。ありがとうございました。
○会長	土地・建物の所有権はどちらにありますか。

○事務局	前所有者の榎本泰吉氏の遺志で、建造物の管理運営を行う財団が設立され、同氏の没後に所有権の移転手続きが行われています。
○会長	写真通りの姿で今も残っているのですか。
○事務局	はい、このまま残っております。
○会長	いたずらされることはないのですか。
○事務局	機械警備が入っていると聞いています。
○会長	他はよろしいでしょうか。 それでは、以上をもちまして、第1回豊島区文化財保護審議会を閉会します。